

長浜市公募型プロポーザル公告

市有財産について公募型プロポーザルにより売却等を実施するので、次のとおり公告する。

令和8年7月10日

長浜市長 浅見 宣義

1 対象物件

(1) 土地

所在地	登記地目	登記地積(m ²)
長浜市高月町高月字横田539番11	雑種地	1,872
長浜市高月町高月字新屋敷545番1	雑種地	1,106
長浜市高月町高月字西田中560番	雑種地	10,636
長浜市高月町高月字東田中575番	雑種地	7,229
長浜市高月町高月字北田中586番9	雑種地	3,288
合計		24,131

(2) 売却・貸付価格（最低設定価格）

	最低設定価格	円/m ² あたり
売却の場合	318,570,000円	13,201.69円
貸付の場合	13,380,000円(年額)	554.47円

※ 上記最低設定価格は、敷地全体を売却（貸付）した際の価格

※ 貸付価格は経済情勢の変動等により改定する場合がある。

※ 混合方式の場合、売却単価：13,201.70円、貸付単価：554.48円を上回るように提案しなければならない。

2 実施要項等の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和8年7月10日（金）から令和8年9月25日（金）まで
午前9時00分から午後4時45分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

(2) 配布場所

長浜市役所4階 総務部財政課財産活用政策室
長浜市ホームページからダウンロードすることもできる。

3 参加申込受付期間及び提出場所

(1) 受付期間

令和8年7月10日（金）から令和8年9月25日（金）まで
午前9時00分から午後4時45分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

(2) 提出場所

4 応募者の資格

次の要件を満たしている日本国内の事業者（法人及び個人事業主）とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県民税並びに市町村税を滞納していないこと。
- (3) 市における建設工事等又は物品買入等に係る指名に関する規定に基づき、指名停止の条件に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）（以下これらを「暴力団等」という。）又は次のいずれかに該当する者（法人の役員が次のいずれかに該当する場合を含む。）でないこと。
 - ア 暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
 - イ 売買等物件を暴力団の事務所又はその敷地その他これらに類する目的で使用しようとする者
 - ウ 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的で暴力団等を利用している者
 - オ 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (6) 暴力団又は暴力団員若しくは前記（5）のアからキまでのいずれかに該当する者の依頼を受けて応募しようとする者でないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員若しくは前記（5）のアからキまでのいずれかに該当する者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者でないこと。
- (8) その他、市が特別な理由で不適格と判断する者でないこと。
- (9) 複数の者が共同して応募を行うことも可能とする。この場合は、共同申請者等の中から代表者を定め、代表者を窓口とする共同事業体とする。なお、共同で応募する場合は、各構成員が前記（1）から（8）までの要件をそれぞれ満たさなければならない。

5 共同での応募

共同事業者として複数の事業者が共同して応募することもできる。この場合は、次の

事項に留意すること。

- (1) 共同事業者の名称を設定し、共同事業者の代表となる事業者（以下「代表事業者」という。）を定めること。優先交渉権者の選定後の協議は代表事業者と行う。
- (2) 共同事業者を構成するいずれかが、上記1の（1）から（9）の要件を満たしていない場合は、応募することができない。
- (3) 契約の締結にあたっては、代表事業者を契約の相手方と行う。なお、優先交渉権者の選定後の協議は代表事業者を中心に行うが、契約に関する責任は共同事業体を構成する法人すべてが負うこととなる。
- (4) 同一事業者が複数の共同事業者の構成員を兼ねることはできない。

6 提案の条件

提案は次の条件に基づいた内容とすること。

- (1) 募集の趣旨に合致するものであること。
- (2) 地域活性化や地域福祉の向上が期待できるものであること。
- (3) 具体的な計画を伴った実現可能なものであること。
- (4) 建築及び開発等に関する各種法令（地方公共団体の条例及び規則を含む。）を遵守した計画であること。
- (5) 周辺の環境や地域の景観に配慮した計画であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を目的とした計画でないこと。
- (7) 公益を害するおそれのある計画でないこと。
- (8) 騒音や振動、臭気等、地域住民の迷惑とならないこと。
- (9) 地域住民や地元自治会と良好な関係を持続できる計画であること。

6 実施要項等に対する質問及び回答

(1) 受付期間

令和8年7月10日（金）から令和8年8月19日（水）
受付期間以外の質問には、原則として回答しない。

(2) 提出方法

質問書（様式第9号）を電子メールにより提出すること。
電子メール送信後に提出先へ電話で受信確認すること。
質問書以外の方法（口頭、電話、FAX等）による質問は受付けない。

(3) 提出先

長浜市総務部財政課財産活用政策室
E-mail zaikatsu@city.nagahama.lg.jp

(4) 回答方法

長浜市ホームページに掲載する。（令和8年8月24日（月）予定）

7 現地見学

現地見学は開催しない。申込にあたっては、現地を十分に確認のうえ、申込すること。

8 資料閲覧

(1) 閲覧期間

令和8年7月10日（金）から令和8年10月23日（金）まで
午前9時から午後4時45分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

(2) 閲覧方法

閲覧を希望する場合は希望する日の3日前（土曜日、日曜日、祝日を除く。）までに長浜市総務部財政課財産活用政策室へ電話で連絡し、日程を調整すること。

9 企画提案書提出

(1) 提出期間

令和8年10月9日（金）から令和8年10月23日（金）まで
午前9時00分から午後4時45分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

(2) 提出場所

長浜市役所4階 総務部財政課財産活用政策室

応募申込書（様式第6号）に必要な書類を添付し、受付期間中に提出場所への直接持参により提出すること。

電話、メール、ファックス、郵便等による受付や受付時間外の受付は一切行わない。
提出書類はいかなる理由でも返却しない。

9 その他

この公告に記載する事項以外の条件等については、旧高月中学校跡地利活用事業プロポーザル実施要項のとおりとする。

10 問い合わせ先

長浜市総務部財政課財産活用政策室（長浜市役所 本庁舎4階）

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町632番地

電話 0749-65-1717（直通）

FAX 0749-63-4111

E-mail zaikatsu@city.nagahama.lg.jp